

令和 3 年

南部町議会第3回臨時会会議録

令和3年11月30日

山梨県 南部町議会

令和3年南部町議会第3回臨時会

令和3年11月30日（火）

午前10時30分 開会・開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|---------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸報告 | |
| 日程第 4 | 報告第 8 号 | 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 5 | 議案第66号 | 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第67号 | 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第68号 | 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第69号 | 令和3年度南部町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 9 | 議案第70号 | 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第71号 | 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第72号 | 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第73号 | 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第74号 | 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第75号 | 損害賠償額の決定について |
| 追加日程第 1 | 発議第 3 号 | 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	芦澤潤一郎	2番	望月 憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津 悟
5番	望月 郁夫	6番	木内 秀樹
7番	遠藤 高芳	8番	望月 光彦
9番	小泉 昇一	10番	仲 亀 佳定
11番	高橋 茂広	12番	遠藤 光宣

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

7番	遠藤 高芳	8番	望月 光彦
----	-------	----	-------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

町 長	佐野 和広	教 育 長	入月 一巳
秘 書 政 策 監	小倉 弘規	会 計 管 理 者 (兼) 出 納 室 長	佐野 彰紀
総 務 課 長	滝 基成	財 政 課 長	市川 隆
福祉保健課長(兼)地域 包括支援センター所長	佐野 武人	企 画 課 長	杉山 一陽
福祉保健課課長補佐	望月 文広	福祉保健課課長補佐	遠藤 賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議 会 事 務 局 長	遠藤 一明
-------------	-------

開会 午前10時30分

○議長（遠藤光宣君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第3回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

晩秋から初冬へと季節は移ろい、朝夕はめっきり冷え込むようになってまいりました。

これから本格的な寒さに向かいますので、皆さまには十分ご自愛ください。

さて、議員各位には、令和3年第3回臨時会の開催通知を差し上げましたところ、何かとご多用の中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本臨時会の円滑なる議会運営に、格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和3年南部町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年南部町議会第3回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 遠藤高芳議員および8番 望月光彦議員の両名を指名いたします。

○議長（遠藤光宣君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長および教育委員会の教育長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情についてであります。本臨時会に付する請願、陳情等はありません。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

日程第4 報告第8号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、南部町議会第3回臨時会を開催いたしましたところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催できますことに心から感謝申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案させていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

本臨時会に上程いたします議案は、専決処分した事件の報告1件、条例の改正が3件、補正予算が6件、損害賠償額の決定について1件の、合計11件であります。ただいま議案となりました議案集1ページの報告第8号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））であります。新型コロナウイルスワクチン追加接種の準備に要する経費について、南部町一般会計補正予算を編成する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、専決処分の詳細な内容につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議いただき、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤光宣君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

市川財政課長。

○財政課長（市川 隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

議案集1ページをお開きください。

日程第4 報告第8号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））について、質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

2番、望月。3回目のワクチン接種に係る費用ということで説明がありましたが、前回までの2回の接種に係る費用と同様の内容なのか。それから、12歳以上のワクチン接種について広報が流れましたが、これらに係る費用もこれに含まれているのか

教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤光宣君）

佐野福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（佐野武人君）

2番、望月議員のご質問にお答えいたします。

まず、専決処分させていただいた費用ですが、あくまでも3回目の接種に係る費用となります。1回目2回目に関しても、ワクチン接種のクーポン券作成のシステム改修を当然行っていますが、新しいクーポン券の様式が国から示された関係で、追加でシステム改修を行うための費用を計上させていただきました。11月1日に専決をし、11月8日に町・縣市町村総合事務組合・株式会社 YSK e-comと三者契約を結び、クーポン券については、12月下旬までに納品し、1月から高齢者より順次発送をしていく予定です。医療従事者につきましては、12月23日に接種日を設け、11月25日に対象者41名に対してクーポン券を送ったところです。

それから、12歳以上の方のワクチン接種については、2回目までのワクチン接種に係るシステムの関係で処理ができますので、2回目までの費用で対応しております。

○議長（遠藤光宣君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第8号の質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、討論を行います。

日程第4 報告第8号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第8号の討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、採決を行います。

日程第4 報告第8号 専決処分した事件の承認について（令和3年度南部町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第4 報告第8号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

日程第 5 議案第66号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 6 7 号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 8 号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 9 号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 9 議案第 7 0 号 令和 3 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 7 1 号 令和 3 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 2 号 令和 3 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 3 号 令和 3 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 4 号 令和 3 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 5 号 損害賠償額の決定について

以上、10 件について、会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。
町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、議案第 6 6 号から議案第 7 5 号までの条例の一部改正と補正予算、損害賠償額の決定につきまして、提案理由の説明をいたします。

まず、議案集 3 ページの議案第 6 6 号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案集 7 ページの議案第 6 8 号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてまでの条例改正議案 3 件であります。8 月の人事院給与勧告ならびに山梨県人事委員会勧告を踏まえ、南部町長、教育長の給与および職員の給与につきましても同様の措置を講じることとしたことに伴い、各条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案集 9 ページの議案第 6 9 号から議案第 7 4 号までの補正予算 6 件ありますが、今回提案しました、町長、教育長および職員の給与等の条例改正に伴う職員人件費の補正であります。

最初に、議案第 6 9 号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）であります。歳入歳出それぞれ 3, 5 0 5 万 6 千円を減額し、歳入歳出の予算の総額を 5 3 億 5, 0 7 6 万 2 千円とするものであります。

主な内容につきましては、給与条例改正に伴う人件費の補正であります。

歳入では、臨時財政対策債を減額いたしまして、繰越金を計上し収支の均衡を図っております。

次に、議案第 7 0 号 令和 3 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）から議案第 7 4 号 令和 3 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）までの特別会計 5 件につきましては、それぞれの会計において、給与条例改正に伴う人

件費の補正を計上いたしました。

次に、議案集 10 ページの議案第 75 号 損害賠償額の決定についてであります、損害賠償額を決定し、和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号および第 13 号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるためであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤光宣君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

日程第 5 議案第 66 号から日程第 7 議案第 68 号について、滝総務課長。

○総務課長（滝 基成君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第 8 議案第 69 号から日程第 13 議案第 74 号について、市川財政課長。

○財政課長（市川 隆君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第 14 議案第 75 号について、杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

（補足の説明・省略）

○議長（遠藤光宣君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

次に、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

議案集 3 ページをお開きください。

日程第 5 議案第 66 号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 5 議案第 66 号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案集 5 ページをお開きください。

日程第 6 議案第 67 号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 6 議案第 67 号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案集 7 ページをお開きください。

日程第 7 議案第 6 8 号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 7 議案第 6 8 号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

日程第 8 議案第 6 9 号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において、事項別明細書により行います。

1 1 ページから 2 3 ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 8 議案第 6 9 号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第 9 議案第 7 0 号 令和 3 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、9 ページと 1 3 ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 9 議案第 7 0 号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第 1 0 議案第 7 1 号 令和 3 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 3 号）について、2 9 ページと 3 3 ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 1 0 議案第 7 1 号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第 1 1 議案第 7 2 号 令和 3 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、事業勘定の 5 1 ページと 5 5 ページ、直営南部診療施設勘定の 6 9 ページと 7 3 ページおよび直営万沢診療施設勘定の 8 7 ページと 9 1 ページについて、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 1 1 議案第 7 2 号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第１２ 議案第７３号 令和３年度南部町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、１０７ページと１１１ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１２ 議案第７３号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第１３ 議案第７４号 令和３年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、１２７ページと１３１ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１３ 議案第７４号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、議案集１０ページをお開きください。

日程第１４ 議案第７５号 損害賠償額の決定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１４ 議案第７５号についての質疑を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、討論を行います。

まず、日程第５ 議案第６６号から日程第７ 議案第６８号までの条例の一部改正３件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第５ 議案第６６号から日程第７ 議案第６８号までの討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第８ 議案第６９号から日程第１３ 議案第７４号までの補正予算６件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第８ 議案第６９号から日程第１３ 議案第７４号までの討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第１４ 議案第７５号 損害賠償額の決定について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第１４ 議案第７５号の討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

次に、採決を行います。

採決は１議案ごとに、順次行います。

はじめに、日程第5 議案第66号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、日程第6 議案第67号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、日程第7 議案第68号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、日程第8 議案第69号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、日程第9 議案第70号 令和3年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (遠藤光宣君)

次に、日程第10 議案第71号 令和3年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第10 議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第１１ 議案第７２号 令和３年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第１１ 議案第７２号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第１２ 議案第７３号 令和３年度南部町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第１２ 議案第７３号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第１３ 議案第７４号 令和３年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第１３ 議案第７４号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

次に、日程第１４ 議案第７５号 損害賠償額の決定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第１４ 議案第７５号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（遠藤光宣君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時１７分

再開 午前１１時１８分

○議長（遠藤光宣君）

会議を再開いたします。

ただいま、１１番 高橋茂広議員から、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての発議が提出されました。

ただいま提出されました発議を、追加日程第１として、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の提出については、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長(遠藤光宣君)

会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第3号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出議案は、お手元に配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議員より趣旨説明を求めます。

11番 高橋茂広議員。

○11番議員(高橋茂広君)

発議第3号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の1ページをご覧ください。

発議第3号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案について、地方自治法第112条および南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年11月30日

南部町議会議長 遠藤 光宣 殿

提出者	南部町議会議員	高橋 茂広
賛成者	南部町議会議員	仲亀 佳定
〃	南部町議会議員	小泉 昇一
〃	南部町議会議員	望月 光彦

提出理由

人事院の給与勧告ならびに山梨県人事委員会の給与勧告を受け、町長、教育長および一般職員が、期末手当の減額措置を講じたことから、南部町議会においても議員の報酬について同様の措置を講じることが適当であると自ら判断し、本条例の一部を改正するものであります。

なお、改正条例については、お手元に配布してありますので、朗読は省略させてい

たきます。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、以上で、発議第3号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を終わります。

○議長（遠藤光宣君）

追加日程第1 発議第3号の趣旨説明が終わりました。

高橋茂広議員はその場でお待ち願います。

○議長（遠藤光宣君）

次に、本案に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、追加日程第1 発議第3号に関する質疑を終結いたします。

高橋茂広議員ご苦労さまでした。席にお戻りください。

○議長（遠藤光宣君）

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

○議長（遠藤光宣君）

これより、採決を行います。

追加日程第1 発議第3号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、追加日程第1 発議第3号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和3年南部町議会第3回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前11時25分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年11月30日

南部町議会議長

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

遠 藤 高 芳

会議録署名議員

望 月 光 彦

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 遠 藤 一 明